【正誤表】法人税法 2 級直前模試【令和元年度税法対応】（2019 年 9 月 1 日発行）

弊社書籍をお買い求めいただき、ありがとうございます。

書籍に誤りがございましたので、訂正をお願いいたします。ご迷惑をお掛けいたしまして、申し訳ありませんでした。

訂　正　箇　所	訂　正　内　容
本文 P.5　第 1 回解答③④	採点箇所に過不足がありました。次ページ以降と差し替えをお願いいたします。
本文 P.12　第 3 回解答②	
本文 P.13　第 3 回解答③	
本文 P.17　第 4 回解答④	
本文 P.25　第 6 回解答③④	

株式会社英光社

法人税法２級

受験番号

2．所得金額の計算過程

項目	計算過程
個別評価金銭債権に係る貸倒引当金	(1) 繰入限度額 1,800,000 円 × 50 % = 900,000 円 (2) 繰入超過額 1,200,000 円 − 900,000 円 = ● 300,000 円
一括評価金銭債権に係る貸倒引当金	(1) 繰入限度額 ① 期末評価金銭債権の額 (63,200,000 円 + 22,757,000 円) + (50,350,000 円 − 1,800,000 円) + 28,893,000 円 + 600,000 円 = ● 164,000,000 円 ② 実質的に債権とみられないものの額 164,000,000 円 × ● 0.017 (小数点以下 3 位未満切り 捨て) = 2,788,000 円 ③ 実績繰入率 (1,170,000 円 + 2,020,000 円 + 1,491,000 円) × 12 / 36 (161,820,000 円 + 179,636,000 円 + 163,115,000 円) ÷ 3 = ● 0.0093 (小数点以下 4 位未満切り 上げ) ④ 法定繰入率 0.008 ⑤ 繰入限度額 (イ) 実績繰入率による繰入限度額 164,000,000 円 × 0.0093 = ● 1,525,200 円 (ロ) 法定繰入率による繰入限度額 (164,000,000 円 − 2,788,000 円) × 0.008 = ● 1,289,696 円 (ハ) 判定 (イ) > < (ロ)　∴ 1,525,200 円 ｛いずれかを○で囲む｝ (2) 繰入超過額 1,600,000 円 − 1,525,200 円 = ● 74,800 円
減価償却	(1) 建物 ① 償却限度額 58,900,000 円 × 0.9 × 0.020 = ● 1,060,200 円 ② 償却超過額 1,100,000 円 − 1,060,200 円 = 39,800 円 (2) 機械装置 ① 償却限度額 (4,200,000 円 − 2,850,000 円 + 400,000 円 + 21,875 円) × 0.250 = ● 442,968 円 ② 認容額 442,968 円 − 400,000 円 = 42,968 円 { > < } ● 21,875 円 (いずれかを○で囲む) ∴ 21,875 円

裏面へつづく

3．納付すべき法人税額の計算

摘要	金額	備考
所得金額	104,561,000 円	1,000 円 未満切り 捨て
法人税額	23,602,152	
差引法人税額	23,602,152	
法人税額計	23,602,152	
控除税額	153,890	
差引所得に対する法人税額	23,448,200	100 円 未満切り 捨て
中間申告分の法人税額	● 10,770,000	
納付すべき法人税額	● 12,678,200	

4．納付すべき法人税額の計算過程

税率適用区分	(1) 年 800 万円以下 8,000,000 円 × 12/12 × ● 15 % = 1,200,000 円 (2) 年 800 万円超 104,561,000 円 − 8,000,000 円 × 12/12 = 96,561,000 円 96,561,000 円 × 23.2 % = 22,402,152 円 (3) 合計 (1) + (2) = ● 23,602,152 円

第３回法人税法能力検定模擬試験解答用紙

２ 級

試験場校
受験番号
採　点

第１問（20点）　@２点×10＝20点

ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
⑤	②	⑭	⑱	㉚	⑩	㉒	⑨	⑳	㉕

第２問（20点）　●印@４点×５＝20点

１．圧縮限度額

35,000,000 円 ＜ 56,000,000 円　∴ ● 35,000,000 円

２．圧縮超過額

40,000,000 円 － 35,000,000 円 ＝ ● 5,000,000 円

３．償却限度額

(56,000,000 円 － ● 35,000,000 円) × 0.042 × 6/12 ＝ ● 441,000 円

４．償却超過額

(900,000 円 ＋ 5,000,000 円) － 441,000 円 ＝ ● 5,459,000 円

第３問（60点）

１．所得金額の計算　●印@２点×30＝60点

区分		金額
当期利益		161,655,585 円
加算	損金経理をした中間納付の法人税の額	● 51,670,000
	損金経理をした中間納付の住民税の額	● 8,783,900
	損金経理をした納税充当金	● 75,000,000
	損金経理をした附帯税等（延滞金）	● 63,700
	役員給与の損金不算入額	● 7,600,000
	一括評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入超過額	● 138,200
	車両減価償却超過額	● 254,800
	交際費等の損金不算入額	● 392,920
	小計	143,903,520
減算	納税充当金から支出した事業税等の額	● 16,780,000
	一括評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入超過額認容	● 152,000
	建物減価償却超過額認容	● 42,600
	受取配当等の益金不算入額	● 775,000
	小計	17,749,600
仮計		287,809,505
法人税額から控除される所得税額		● 272,800
合計・総計・差引計		288,082,305
所得金額		● 288,082,305

2. 所得金額の計算過程

項目	計算過程
一括評価金銭債権に係る貸倒引当金	(1) 繰入限度額 1,376,800 円 (2) 繰入超過額 1,515,000 円 － 1,376,800 円 ＝ ● 138,200 円

法人税法2級

受験番号

減価償却	(1) 建物 ① 償却限度額 35,700,000 円 × 0.9 × 0.020 = 642,600 円 ② 認容額 642,600 円 − 600,000 円 = 42,600 円 ＞ ＜ 178,000 円 ∴ 42,600 円　（いずれかを○で囲む） (2) 車両 ① 償却限度額 3,400,000 円 × 0.333 × 8/12 = 754,800 円 ② 償却超過額 1,009,600 円 − 754,800 円 = 254,800 円
交際費等の損金不算入額	(1) 支出交際費等の額 ① 飲食費　2,989,720 円 − 246,800 円 = 2,742,920 円 ② その他　1,310,000 円 + 4,340,000 円 = 5,650,000 円 ③ ① + ② = 8,392,920 円 (2) 定額控除限度額 8,000,000 円 × 12/12 = 8,000,000 円 (3) 損金算入限度額 (2,742,920 円 × 50 % = 1,371,460 円) ＜ ＞ 8,000,000 円 ∴ 8,000,000 円　（いずれかを○で囲む） (4) 損金不算入額　8,392,920 円 − 8,000,000 円 = 392,920 円

裏面へつづく

3．納付すべき法人税額の計算

摘要	金額	備考
所得金額	288,082,000 円	1,000 円 未満切り 捨て
法人税額	66,179,024	
差引法人税額	66,179,024	
法人税額計	66,179,024	
控除税額	272,800	
差引所得に対する法人税額	65,906,200	100 円 未満切り 捨て
中間申告分の法人税額	● 51,670,000	
納付すべき法人税額	● 14,236,200	

4．納付すべき法人税額の計算過程

税率適用区分	(1) 年800万円以下 8,000,000 円 × 12/12 × 15 % = 1,200,000 円 (2) 年800万円超 288,082,000 円 − 8,000,000 円 × 12/12 = 280,082,000 円 280,082,000 円 × 23.2 % = 64,979,024 円 (3) 合計 (1) + (2) = 66,179,024 円

法人税法２級

受験番号

2．所得金額の計算過程

項目	計算過程
個別評価金銭債権に係る貸倒引当金	(1) 繰入限度額 5,000,000 円 × 50 % = 2,500,000 円 (2) 繰入超過額 3,000,000 円 − 2,500,000 円 = 500,000 円
一括評価金銭債権に係る貸倒引当金	(1) 繰入限度額 ① 期末評価金銭債権の額 (24,580,000 円 + 14,540,000 円) + (73,107,000 円 − 5,000,000 円) + 45,800,000 円 + 330,000 円 = 153,357,000 円 ② 実質的に債権とみられないものの額 (イ) 原則法 A．債権の額 2,600,000円＋24,000円 = 2,624,000 円 B．債務の額 1,700,000円＋1,400,000円 = 3,100,000 円 C．判　定 A. ＞ ＜ B.　∴ 2,624,000 円 （いずれかを○で囲むこと） (ロ) 簡便法 153,357,000 円 × 0. 013 （小数点以下 3 位未満切り 捨て ） = 1,993,641 円 (ハ) 判　定 (イ) ＞ ＜ (ロ)　∴ 1,993,641 円 （いずれかを○で囲むこと） ③ 実績繰入率 (2,038,000 円 + 1,106,000 円 + 1,891,000 円) × 12 / 36 ÷ (175,319,000 円 + 173,226,000 円 + 179,350,000 円) ÷ 3 = 0. 0096 （小数点以下 4 位未満切り 上げ ） ④ 法定繰入率　0.010 ⑤ 繰入限度額 (イ) 実績繰入率による繰入限度額 153,357,000 円 × 0. 0096 = 1,472,227 円 (ロ) 法定繰入率による繰入限度額 (153,357,000 円 − 1,993,641 円) × 0. 010 = 1,513,633 円

	(ハ) 判　定 (イ) ＞ ＜ (ロ)　∴ 1,513,633 円 （いずれかを○で囲むこと） (2) 繰入超過額 1,700,000 円 − 1,513,633 円 = 186,367 円
減価償却	(1) 建　物 ① 償却限度額 72,000,000 円 × 0.9 × 0. 020 = 1,296,000 円 ② 認容額 (1,296,000 円 − 1,200,000 円 = 96,000 円) { ＞ ＜ } 140,000 円 ∴ 96,000 円　（いずれかを○で囲むこと） (2) 備　品 ① 償却限度額 2,000,000 円 × 0. 333 × 4 / 12 = 222,000 円 ② 償却超過額 344,000 円 − 222,000 円 = 122,000 円
交際費等の損金不算入額	(1) 支出交際費等の金額 ① 飲食費 2,700,300 円 − 360,000 円 = 2,340,300 円 ② その他 1,350,000 円 + 3,414,000 円 + 1,250,000 円 = 6,014,000 円 ③ ① + ② = 8,354,300 円 (2) 定額控除限度額 8,000,000 円 × 12 / 12 = 8,000,000 円 (3) 損金算入限度額 (2,340,300 円 × 50 % = 1,170,150 円) ＜ ＞ 8,000,000 円 ∴ 8,000,000 円　（いずれかを○で囲む） (4) 損金不算入額 8,354,300 円 − 8,000,000 円 = 354,300 円

法人税法２級

受験番号

第３問（60点）

1．所得金額の計算

●印@２点×30＝60点

区分		金額
当期利益		31,688,000 円
加算	損金経理をした中間納付の法人税の額	● 18,780,000
	損金経理をした中間納付の住民税の額	● 3,192,600
	損金経理をした納税充当金	● 35,500,000
	損金経理をした附帯税等（延滞金の額）	● 60,000
	役員給与の損金不算入額	● 2,700,000
	一括評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入超過額	● 147,500
	車両減価償却超過額	● 74,100
	交際費等の損金不算入額	● 0
	小計	60,454,200
減算	納税充当金から支出した事業税等の額	● 3,786,000
	一括評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入超過額認容	● 157,000
	建物減価償却超過額認容	● 90,000
	受取配当等の益金不算入額	● 536,000
	小計	4,569,000
仮計		87,573,200
法人税額から控除される所得税額		● 148,265
合計・総計・差引計		87,721,465
所得金額		● 87,721,465

2．所得金額の計算過程

項目	計算過程
一括評価金銭債権に係る貸倒引当金	(1) 繰入限度額 1,786,800 円 (2) 繰入超過額 1,934,300 円 － 1,786,800 円 ＝ 147,500 円

減価償却	(1) 建物 ① 償却限度額 55,000,000 円 × 0.9 × 0.020 ＝ 990,000 円 ② 認容額 990,000 円 － 900,000 円 ＝ 90,000 円 ＞ ＜ 248,000 円 ∴ 90,000 円　（いずれかを○で囲む） (2) 車両 ① 償却限度額 3,600,000 円 × 0.333 × 9/12 ＝ 899,100 円 ② 償却超過額 973,200 円 － 899,100 円 ＝ 74,100 円
交際費等の損金不算入額	(1) 支出交際費等の額 ① 飲食費　3,811,000 円 － 252,600 円 ＝ 3,558,400 円 ② その他　1,420,000 円 ＋ 2,630,000 円 ＝ 4,050,000 円 ③ ①＋②＝ 7,608,400 円 (2) 定額控除限度額 8,000,000 円 × 12/12 ＝ 8,000,000 円 (3) 損金算入限度額 （3,558,400 円 × 50 % ＝ 1,779,200 円） ＜ ＞ 8,000,000 円 ∴ 8,000,000 円　（いずれかを○で囲む） (4) 損金不算入額 7,608,400 円 ＜ 8,000,000 円　∴ 0 円